

秩父市農業委員会 令和5年 第9回 定例総会 議事録

1 開会閉会の日時及び場所

- (1) 開会日時 令和5年9月22日(金)午後2時00分
- (2) 閉会日時 令和5年9月22日(金)午後3時15分
- (3) 場 所 秩父市役所 歴史文化伝承館 2階ホール

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)
- (2) 現在数 26名(農業委員12名、農地利用最適化推進委員14名)

3 出欠席の状況及びその氏名

出席数 25名(農業委員12名、農地利用最適化推進委員13名)

農業委員				農地利用最適化推進委員		
議席 番号	農業委員氏名	出席 状況	議事録 署名人	地区	推進委委員氏名	出欠 状況
1番	新井 範	出席		第1 区域	今井 和美	出席
2番	○吉川 稔	出席			松澤 眞一	出席
3番	青野 孝司	出席		第2 区域	栗原 恒明	出席
4番	—	—			関根 正男	出席
5番	長谷川 玲	出席		第3 区域	田口 徳行	出席
6番	◎横田 友	出席			小久保 健司	出席
7番	豊田 恵男	出席	●	第4 区域	齊藤 稔	出席
8番	黒澤 昌治	出席	●		富田 典孝	出席
9番	○新田 恭一	出席		第5 区域	新井 明弘	出席
10番	芦田 希美	出席			新舟 文男	出席
11番	富田 博明	出席			岡田 英幸	出席
12番	井原 愛子	出席			高田 忠一	出席
13番	新井 一雄	出席		第6 区域	木村 誠司	欠席
					木村 雄一	出席

◎印 農業委員会長 ○印 会長職務代理者 ●印 議事録署名人

4 議事日程

日程第1 開会・開議

日程第2 議事日程の報告

日程第3 総会成立の報告

日程第4 議事録署名委員の指名

日程第5 諸報告

日程第6 審議議案の報告

日程第7 議案審議

議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について (6件)

議案第43号 農地法第4条の規定による許可申請について (1件)

議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請について (9件)

議案第45号 農用地利用等促進計画の意見について (1件)

議案第46号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について (1件)

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

5 農業委員会事務局職員

職名	氏名	備考	職名	氏名	備考
事務局長	江田直人		主幹	小川英孝	書記
参与	宮前房男		主任	川上僚太	書記
主幹	千島修		主査	笠原信之	
主事補	見澤俊亮				

6 会議の概要

日程第1 開会・開議

議長（横田 友会長） ただいまから、秩父市農業委員会 令和5年第9回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議事日程の報告

議長（横田 友会長） まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

日程第3 総会成立の報告

議長（横田 友会長） はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして事務局より報告をお願いします。

江田事務局長 本日の出席は、農業委員は、12名中12名、農地利用最適化推進委員は、14名中13名です。

議長（横田 友会長） 事務局より報告がありましたとおり、農業委員全員が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律 第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。

日程第4 議事録署名委員の指名

議長（横田 友会長） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。
7番 豊田 恵男 委員 及び 8番 黒沢 昌治 委員、以上、お二人をお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の小川主幹 及び 川上主任 を指名いたします。

日程第5 諸報告

議長（横田 友会長） 次に、諸報告でございますが、前回総会以降に処理した案件について報告いたします。事務局に説明をいたさせます。

江田事務局長 本日付け、報告文書をご覧ください。

1の番号1 農地改良等に係る届出書の受理についてですが、届出年月日や当事者の住所・氏名、土地の所在等はお手元の通知のとおりです。

工事の理由は、当該地は石が多く耕作土に適していなかったため耕作土を入れて改良したいとのことです。

改良する面積は●●●㎡で、工事期間が1か月以内であるなど、一時転用としての許可を要しない事案に該当します。以上でございます。

日程第6 審議議案の報告

議長（横田 友会長） 次に本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせま

す。

江田事務局長 それでは、令和5年 第9回 定例総会において ご審議いただきます議案について申し上げます。

議案第42号	農地法第3条の規定による許可申請について	が6件
議案第43号	農地法第4条の規定による許可申請について	が1件
議案第44号	農地法第5条の規定による許可申請について	が9件
議案第45号	農用地利用等促進計画の意見について	が1件
議案第46号	農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について	が1件

以上でございます。 よろしくお願ひいたします。

日程第7 議案審議

議案第42号上程 農地法第3条の規定による許可申請について (6件)

議長(横田 友会長) 次に、議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局(川上主任) 私からは番号1から3について説明します。

まず番号1について説明します。

譲受人、譲渡人、契約の内容等は議案書記載のとおりです。

申請地は、●●● 畑 1筆 ●●●●㎡で、平成●●年に遺贈により取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は●●●●●●●●●●から南に●●●m付近に位置しています。

申請事由は、農業経営規模拡大のためです。

このたび、当地を耕作する意思もないことから土地を手放したいと考えている譲渡人との間に、農地の譲渡しの話がまとまり申請に至りました。

譲受人は●●●●●㎡の農地を所有しており、本申請地を併せると●●●●●㎡になります。

譲受人の農作業歴は●●年あり、知人と共に耕作を行う予定です。

また、作付計画では、柿を1年通して栽培する計画で、農機具については、耕うん機を●台とトラクターを●台所有しています。

権利の種類は、所有権移転です。

現地を確認しましたところ、保全管理の状態となっていました。

次に番号2について説明します。

譲受人、譲渡人、契約の内容等は議案書記載のとおりです。

申請地は、●● 田 1筆 ●●●●㎡で、平成●●年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●●●●●●●から北西に●●●m付近に位置しています。

申請事由は、農業経営規模拡大のためです。

当申請地は現在、譲受人によって管理されている状態で、このたび、申請地を耕作する意思もないことから土地を手放したいと考えている譲渡人との間に農地の譲渡しの話がまとまり、申請に至りました。

譲受人は●●●●●㎡の農地を所有しており、本申請地を併せると●●●●●㎡になります。

また、これとは別に譲受人が所有している農地が違反転用の状態になっており、今回、農地転用の申請を同時に行っています。

譲受人の農作業歴は●●年あり、孫と共に耕作を行う予定です。

作付計画では、1年通して米を栽培する計画で、農機具については、小型耕うん機、大型トラクター、軽トラなどを所有しています。

権利の種類は、所有権移転です。

現地を確認しましたところ、耕作の状態となっていました。

次に番号3について説明します。

譲受人、譲渡人、契約の内容等は議案書記載のとおりです。

申請地は、●● 畑 1筆 ●●●㎡で、平成●●年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●●から南東に●●●m付近に位置しています。

申請事由は、新規就農のためです。

このたび、申請地を耕作する意思もないことから土地を手放したいと考えている譲渡人との間に農地の譲渡しの話がまとまり、申請に至りました。

譲受人の農作業歴は●●年あり、妻と共に耕作を行う予定です。

作付計画では、ナス、キュウリ、白菜、カボチャ、キャベツを栽培する計画で、農機具については、小型耕うん機を●台所有しています。

権利の種類は、所有権移転です。

現地を確認しましたところ、保全管理の状態となっていました。

説明は以上です。

事務局（宮前参与） 私からは、番号4について説明いたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●● 字 ●●● 畑 1筆 ●●●㎡で、●●●●●の東●●●m付近に位置し、譲受人が昭和●●年に相続により取得した土地です。

譲受人は、申請地に隣接した土地を取得し新居を建築し居住する計画で、議案第44号 番号5でご審議いただきます。

農業経験はありませんが、入居と併せての新規就農を予定しています。

作付計画では、ナス、大根、ネギ等季節ごとに野菜を栽培する計画です。

耕うん機等の確保計画はありませんが、面積も●●●㎡であり、就農は可能であると見受けられます。

現地を確認を確認したところ、不耕作の農地でした。

説明は以上です。

事務局（笠原主査） 私からは、番号5について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●●● 字 ●●● 畑 1筆 ●●㎡で、●●●●●●●●の南西、約●●m付近に位置しており、令和●年に相続により取得した土地です。

申請理由ですが、譲渡人は高齢となり自宅周辺の畑をやるので十分であり、本申請地は不耕作地となっていました。

そうした中、申請地の隣接に居住している譲受人が、申請地は自宅横で管理しやすい畑であると考え、譲渡人と譲受人との間で話がまとまり、このたび申請に至ったものです。

譲受人は●●●●㎡の農地を所有しており、本申請地を併せると●●●●㎡になります。申請にあたり、譲受人の所有する農地を調査したところ、すべて管理された状態にありました。

保有する農機具等につきましては、トラクター、耕うん機をそれぞれ●台ずつ所有しており、農作業歴は●●年になります。

農地取得後は、ビワを植栽し果樹栽培をすることと、苗はすでに用意されているとのこととです。

現地を確認したところ、保全管理の状態でした。

説明は以上です。

事務局（見澤主事補） 私からは番号6について説明します。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●●●●● 字 ●● 畑 1筆 ●●●㎡で、平成●●年に相続で取得した土地

です。

案内図をご覧ください。

申請地は●●●●●から南東へ約●●●m付近に位置しています。

申請理由ですが、譲受人は令和●年●月総会にて隣接の土地を農地転用で宅地として取得しており、工事が完了し次第移り住む予定です。その際隣接する本申請地で農業を行いたいと思ひ、このたび申請に至ったものです。

譲受人は小鹿野町地内に●●●●●㎡の農地を所有しており、本申請地を併せると●●●●●●㎡になります。

保有する農機具等につきましては耕うん機●台で、農作業の経験は●●年以上に及びます。

現在保有する農地●●●●●㎡につきましては、現在果樹の栽培を行っており●●●町農業委員会の耕作証明書が添付されております。

今後は譲受人の母が耕作を行っていく予定です。耕作労働力は本人のみです。

現地を確認したところ、保全管理されておりました。

議長(横田 友会長) 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

2番 吉川 稔委員 2番 吉川です。番号1について意見を申し上げます。

詳細については事務局説明のとおりです。

以前にも申請があった案件だったのですが、その時は砂利が敷いてあって、農地とするにはおかしいだろうという意見があり取り下げた経緯があります。

今回は砂利を出して耕作できる土を入れ替えて耕作できる状態となっていました。

柿を植える予定とのことですが、現在は何もない状態でした。

それから、譲受人は営農型の太陽光発電をやっている、生産性について事務局に確認したところ、7割程度とのことと特に問題ないと思ひました。

他の農地も野菜、果樹が植えてあり、一部保全管理状態のところもありましたが、特に問題ないと思ひます。

担当推進委員の意見も尊重していただき、ご審議をよろしくお願ひいたします。

1区 松澤 眞一推進委員 1区の松澤です。

先日現地を確認したところ、土が入って耕作できる状態となっていました。

すぐ下のところにソーラーが設置され、その下にミョウガを作っているようで、収穫できるようになっていました。

また、その少し南のほうの畑でも作物等作っていましたので、特に問題ないと思ひます。

ご意見を伺いたいと思ひます。以上です。

8番 黒沢 昌治委員 8番 黒沢です。

まず番号2についてですが、概要は事務局説明のとおりです。

譲受人が●●年間くらいここを借りて耕作していたとのこととあります。

現在はブラックローテーションで大豆を作付けしてありました。

番号3ですが、先日担当推進委員と現地を確認しましたが、保全管理状態で特に問題ないと思ひます。ご審議よろしくお願ひします。

4区 齊藤 稔推進委員 4区推進委員の齊藤です。

番号2については、すでに耕作されておりましたので問題ないと思ひます。

番号3についてですが、現在保全管理されていて、すぐにでも耕作できる状態でありました。こちら問題ないと思ひますので、ご審議よろしくお願ひします。以上です。

1番 新井 範委員 1番 新井です。

番号4についてですが、事務局説明のとおりです。

先日、今井推進委員と宮前参与と現地を確認しました。新規就農ということで一部農地として使用することと、問題ないと思ひます。

ご審議よろしくお願ひします。

1区 今井 和美推進委員 1区推進委員の今井です。

新井委員のお話のとおり、保全管理の状態として、すぐにでも耕作できると考えます。
また、付近は住宅街で獣害もほとんどないと思われまますので、新規就農の方でもやりやすいのではと思います。

ご審議よろしくお願ひいたします。

10番 芦田 希美委員 10番 芦田です。

番号5について意見を申し上げます。概要は事務局説明のとおりとなります。

先日、新井推進委員と事務局とで現地を確認しました。

申請地は草刈りがされてキレイな状態となっており、いつでもビワが植えられようになっています、とてもやる気のある方だなどの印象を持ちました。

ご審議よろしくお願ひいたします。

5区 新井 明弘推進委員 5区の新井です。

ここは狭くて細長い形をしている土地で、耕作できなかったようでしたが、今回このような計画となりまして良いことだと考えます。

ご審議よろしくお願ひいたします。

13番 新井 一雄委員 13番 新井です。番号6について意見を申し上げます。

概要は事務局説明のとおりで、経営規模拡大ということ所有権移転の案件となります。

現況は保全管理されておりまして、譲受人は隣接する家屋をリフォームし引っ越してくるとのことです。

荒川地区で農業を始めるとのこと、特に問題はないと思います。

ご審議よろしくお願ひいたします。

6区 木村 雄一推進委員 6区推進委員の木村です。

ただいま新井委員の説明のとおりで、非常に道路から近いところで、譲受人も隣に住むとのことですので、問題ないと思います。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 (横田 友会長) ありがとうございます。以上が、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見でした。

これより議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

3区 小久保 健司推進委員 3区 小久保です。

初歩的な質問で申し訳ないのですが、番号1と2の申請事由に「農業経営規模拡大」と「営農規模拡大」とありますが、違いはあるのですか。

事務局 (川上主任) 表現は違いますが、同じ意味です。よろしくお願ひいたします。

3区 小久保 健司推進委員 わかりました。

次ですが、番号3に新規就農とありますが、先ほどに説明では●●年くらいどこかで農作業をやっているような話をしていたのですが。

事務局 (川上主任) そうですね。申請者の住まいの庭で家庭菜園的な耕作をしております、そこで●●年ほどやっていたそうです。

3区 小久保 健司推進委員 それで、ここは面積は狭いので、農業として経営は成り立つのでしょうか。

事務局 (川上主任) 確かに新規就農とのことですが面積は狭いので、自家消費なのか出荷を考えているのかは把握できておりません。後ほど確認したいと思います。

3区 小久保 健司推進委員 ちょっと気になったもので聞いてみました。

これは少し違う話かもしれませんが、新規就農について、県や市の農業担当部署に指導が入ったという話を聞いたことがあったので質問してみました。

これで生活していくとは考えにくいと思ったもので。

事務局 (川上主任) 申請者の本業は会社員とのことですので兼業農家ということになるかと思ひます。

3区 小久保 健司推進委員 分かりました。

議長 (横田 友会長) 他に質疑、意見等ございますか。

7番 豊田 恵男委員 7番 豊田です。

番号5について、ビワを何本くらい植える予定でか。

事務局(笠原主査) 申し訳ないのですが、本数は把握しておりません。面積も少ないので多い本数ではないと思います。

7番 豊田 恵男委員 ビワの木は大きくなるので、5年、10年経つと隣接地に影響があると思うのですが、いかがでしょうか。

事務局(笠原主査) 東側の隣接地は譲受人の所有地なので問題ないと思いますが、西側は異なる方ですので、そのあたり注意していただくよう譲受人にお話ししたいと思います。

7番 豊田 恵男委員 木が大きくなった時のこともぜひ考えていただきたいと思い質問しました。ありがとうございました。

議長(横田 友会長) 他に質疑、意見等ございますか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(横田 友会長) それでは他に質疑、意見等無いようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第42号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

(挙手を確認する)

議長(横田 友会長) 全員が賛成であります。よって、本案は、そのように決しました。

議案第43号上程 農地法第4条の規定による許可申請について (1件)

議長(横田 友会長) 次に、議案第43号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局(笠原主査) 私から、番号1について説明をいたします。

申請人、土地の所在等は、議案書に記載のとおりです。

申請地は、●●●● 字 ●●●● 畑 1筆 ●●●m²の内●●●m² で令和●年●月に売買により取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は●●●●●●●●の東、約●●●mに位置し、令和●年●月に売買により取得した土地です。

申請事由ですが、申請人は申請地の隣接地に令和●年●月●●日付で農地転用許可を受け、これから自己用住宅を建築いたします。

その工事の際、工事車両および作業員が作業中に止める駐車スペースが不足してしまうため、申請地を駐車場として一時転用したいとして、この度申請するものです。

転用期間は令和●年●●月●日から1年間で、工事完了後は速やかに農地へ戻す計画です。

なお、隣接農地所有者と連絡がとれず承諾書が添付されていないおりませんが、耕作されている農地ではないこと、隣接の自己用住宅建築の農地転用申請の際には承諾をいただけていること、また本申請が一時転用であることから、問題はないものと考えます。

現地を確認すると、保全管理された農地でした。

説明は以上です。

議長(横田 友会長) 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

10番 芦田 希美委員 10番芦田です。番号1について意見を申し上げます。

概要については事務局説明のとおりです。

申請地は草刈りもされており保全管理状態でした。

写真で見ていただいてもわかるとおり、周りに駐車スペース等が全くなく、やむを得ないのではと思いました。

ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。

これより議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田 友会長） 質疑等無しと認めます。以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第43号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、そのように決しました。

議案第44号上程 農地法第5条の規定による許可申請について （9件）

議長（横田 友会長） 次に、議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（川上主任） 私からは番号1から4について説明いたします。

まず番号1について説明します。議案書の4ページをご覧ください。

譲受人、譲渡人、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●●● 畑 2筆 ●●●㎡で、平成●●年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●●●●●●●から北東●●●m付近に位置し、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。

転用目的は、駐車場です。

申請事由ですが、現在、譲受人は申請地付近で●●●を営んでおり、これまで従業員の駐車場として利用していた土地を賃借契約の満了に伴い返却し、別の場所へ駐車場を移転することとなりました。

そこでこの度、申請地を農地として耕作する意思がない譲渡人と話がまとまり、申請地を従業員用の駐車場として利用したいとして申請されました。

なお、申請地は過去に住宅用地として農地転用の許可を得ていましたが、事業の達成が困難であることを理由に申請者が許可取消しの手続きを行っています。

また、申請地の一部に砂利が敷設されているほか、マンホールが設置されており、譲渡人から始末書及び経緯書が添付されています。

権利の種類は賃借権で資金計画は整っており、隣接耕作者からは農地転用に関する承諾書が添付されています。

現地を確認したところ、一部更地、一部不耕作の状態でした。

次に番号2について説明します。

譲受人、譲渡人、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、●●● 畑 1筆

●. ●●㎡ で、令和●年に相続により取得した土地です。
一体利用地の面積は●●●. ●●㎡で、申請地を含めた面積は●●●. ●●㎡です。
案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●●●●●からの北東●●●m付近に位置し、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。

申請目的は自己用住宅です。

申請事由について説明します。申請地は平成●年頃の道路拡幅に伴い土地の分筆で生じた残地であり、既に宅地の一部として利用されています。この度、借家住まいの譲受人が利便性の良い土地を探していたところ譲渡人と話がまとまり、申請地を買受け住宅●棟を建築し宅地として利用したいとして、譲渡人の始末書添付の上で申請されました。

権利の種類は所有権で、資金調達計画は整っております。

また、隣接に承諾が必要な農地はありません。

現地を確認したところ、宅地となっていました。

次に番号3について説明します。

譲受人、譲渡人、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●● 畑 1筆 ●●●㎡で譲渡人が平成●●年に相続により取得した土地です。
案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●●●●●●●から東●●●●m付近に位置し、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。

転用目的は、駐車場です。

申請事由について説明します。申請地は平成●●年頃から譲受人が工事用車両及び従業員用の駐車場として使用しています。

この度、議案第42号番号3における譲受人が所有する農地について確認を行ったところ、申請地が農地法の許可を受けていない農地であると発覚し、違反状態を是正したいとして譲渡人の始末書添付の上申請されました。

権利の種類は使用貸借権で新たな資金は発生せず、隣接地に承諾が必要な農地はありません。

現地を確認したところ、駐車場として利用されておりました。

次に番号4について説明します。

譲受人、譲渡人、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●● 畑 1筆 ●●●●㎡で譲渡人が平成●●年に相続により取得した土地です。
案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●●●●●●●から東●●●●m付近に位置し、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。

転用目的は、工場及び事務所です。

申請事由について説明します。申請地は昭和●●年頃から譲受人の父が工場及び事務所とし

て使用しています。

この度、議案第44号番号3の譲受人が使用する土地について確認を行ったところ、申請地が農地法の許可を受けていない農地であると発覚し、違反状態を是正したいとして始末書添付の上申請されました。

権利の種類は使用貸借権で新たな資金は発生せず、隣接耕作者からは農地転用に関する承諾が添付されています。

現地を確認したところ、工場及び事務所として利用されておりました。

説明は以上です。

事務局（宮前参与） 私からは、番号5について説明いたします。

譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●●字 ●●●畑 1筆 ●●●㎡で、●●●●●の東●●●m付近に位置している土地で、譲渡人が昭和●●年に相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。転用目的は、自己用住宅の建設です。

南側の部分が、議案第42号の番号4でご審議いただいた、新規就農を予定している土地になります。

申請事由ですが、譲受人は現在、●●●に両親・兄弟3人で住んでいますが、両親の離婚にともない、母親と兄弟で住むための住宅を建築するものです。

事業計画、資金計画は整っており、該当する隣接農地耕作者は無く、問題は無いと考えます。現地を確認したところ、不耕作の状態でした。

説明は以上です。

事務局（小川主幹） 番号6番につきまして説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は ●●●畑 1筆 ●●●㎡で、平成●●年に相続により取得した土地です。

申請地は、●●●の東側約●●●m離れた場所に所在する土地で、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。

転用目的は、自己用住宅でございます。

申請事由につきまして、譲受人はアパートで家族と生活しておりますが、手狭となっているため、申請地に自己用住宅を建築したいと申請されました。

現地は平成●●年ころから駐車場として使われており、その始末書が添付されております。

資金計画は整っております。

番号7につきまして説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は ●●●田 1筆 ●●●㎡で、平成●●年に相続により取得した土地です。

申請地は、●●●●●●●の北側約●●●m離れた場所に所在する土地で、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。

転用目的は、宅地分譲地でございます。

申請事由につきまして、譲受人は不動産業を営んでおりますが、申請地を買い受け宅地分譲地として販売したいと申請されました。

昭和●●年から賃貸住宅の敷地として利用されてきた経緯があり、始末書が添付されております。

現地を確認しましたところ、既存建物を取り壊し中ではございました。

資金計画は整っております。

番号8番につきまして説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は ●●● 字 ●●● 畑 1筆 ●●●㎡で、平成●●年、●●年に相続により取得した土地です。

申請地は、●●●●の南東約●●●m離れた場所に所在する土地で、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、工場用地でございます。

申請事由につきまして、申請人は、申請地の近隣にステンレス精密加工業の本社と工場を有しておりますが、半導体需要の拡大を受け、取引需要が増大し、現状の工場では処理しきれない状況であるため、申請地と隣接の宅地、原野を一体的に利用して、新たな工場を建築したいとのことでございます。

隣接農地耕作者の承諾書が添付されております。

また資金計画は整っております。現地は、保全管理されている農地でした。

説明は以上です。

事務局（江田事務局長） 私からは番号9について説明します。

申請者、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。

申請地は ●● 字 ●● 畑 1筆 ●●㎡で、譲渡人が令和●年●月に分筆登記した土地となります。

案内図をご覧ください。

申請地は●●●●●●●●●●●●●●●●●●から東に約●●●mの所となります。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。

転用目的は駐車場用地の拡張です。

申請事由ですが、譲受人は旅客運送業を営んでおり、貸し切りバス車両の駐車場を拡張したいとして申請されました。

申請地は秩父市農業振興地域整備計画において農用地区域内の農地とされておりましたが、令和●年●月●日付で農用地から除外されています。

隣接農地の承諾書や、申請地が土地改良区内にあるため農事組合法人からの意見書も添付されております。

資金調達計画は整っています。

先日、現地調査を行い、保全管理されている状態を確認しました。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員の意見を伺います。

2番 吉川 稔委員 2番 吉川です。番号1・2について意見を申し上げます。

まず番号1ですが、概要は先ほど事務局からの説明のとおりです。

申請地は以前宅地として申請が出ていましたが、中にマンホールが一部あり問題になったそうです。

今回は、今まで従業員用の駐車場として借りていたところに違う建物が建つということで、代替地を探していたところ、ここしかないとのことでやむを得ないと思います。

続いて番号2ですが、ここも特に問題ないと思います。

道が拡幅するときに残った土地ということで、新しく家を建てることになりここが畑として残っていたとのことです。

書類等も整っているということで、やむを得ないのではと思います。

ご審議よろしく願いいたします。

8番 黒沢 昌治委員 8番 黒沢です。

番号3ですが、事務局説明のとおりで、この農地は勝手に車庫を作っしまい、クルマ●台を駐車しておりまして、始末書も添付されておりますので、やむを得ないと思います。

番号4については、ここを先代の父親から工場用地として使用しており、建物も建ててしまったとのことですが、隣接農地所有者からの承諾書や始末書も添付されておりますので、やむを得ないと思います。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

1番 新井 範委員 1番 新井です。

番号5についてですが、先ほど3条案件に付随している内容でございます。

何ら問題ないと思いますので、ご審議よろしく願いいたします。

3番 青野 孝司委員 3番 青野です。番号6と7について意見を申し上げます。

いずれも概要については事務局からの説明のとおりです。

始めに番号6ですが、現地を確認したところ、当該農地は不耕作の状況であり、また一部が駐車場として使用されておりました。

追認案件であり、始末書も添付されておりますので、やむを得ないと思います。

次に番号7ですが、当該農地を転用の許可を受けないまま賃貸住宅の敷地として、昭和●●年から使用してきたとのことです。

現地を確認したところ、隣接する農地は無く、賃貸住宅は取り壊しが始まっておりました。

始末書も添付されておりますので、こちらもやむを得ないと感じました。

ご審議の程よろしく願いいたします。

12番 井原 愛子委員 12番 井原です。番号8について意見を申し上げます。

概要は事務局説明のとおりで、現在は保全管理されている状態です。

譲受人は、業務の拡張につき新工場を建設したいとのことで、本社に近い本申請地を工場及び駐車場用地として使いたいと考えております。

隣接する農地の所有者からの承諾書も得ており、やむを得ないと考えます。

ご審議よろしくお願いいいたします。

5番 長谷川 玲委員 5番 長谷川です。番号9について説明します。

先ほどの事務局説明のとおりとなります。

必要書類も整っており、資金計画等も問題ないと思います。

現地を確認したところ、畑の区切りのところには石垣もあり、トラブルにはならないと思いますので、転用はやむを得ないと感じます。

ご審議よろしくお願いいいたします。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。

これより議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田 友会長） 質疑等無しと認めます。以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第44号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

議案第45号 農用地利用等促進計画の意見について （1件）

議長（横田 友会長） 次に、議案第45号 農用地利用等促進計画の意見について を議題といたします。

本案につきましては、借請人である、●●●●●●●●●●の役員を、8番 黒沢昌治委員と4区 富田典孝推進委員が務めており、議事参与の案件となりますので、黒沢委員と富田推進委員におかれましては、退席をお願いいたします。

（二人の退席を待って）

それでは、事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（江田事務局長） それでは、議案第45号番号1 について説明をいたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、秩父市が農用地利用促進計画を定めるにあたり、令和●年●月●日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見を求められているものです。

計画の内容を申し上げます。

このたびの促進計画に掲げられております農地は、すでに農用地利用集積計画が決定されているもので、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受け、申出がありました担い手に配分する計画です。

借受人は、●●●●●●●●●●で、貸付地は ●●●●● 字 ●● 畑 3筆で合計 ●●●●m²、賃借期間については、令和●年●●月●日より●年間で、賃料は、●●aあたり ●●●●円となっております。

先月の定例総会の諸報告で合意解約をお伝えした案件でして、期間借地から通年借地へ変更する内容でございます。

先日、11番 富田委員と4区 齊藤推進委員とで現地確認したところ、耕作準備の状態であり

ました。

なお、計画内容等につきましては、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林公社と、配分を受ける者との調整が整っており、適切であると判断しております。

説明は以上です。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

1 1 番 富田 博明委員 1 1 番 富田です。

先ほど事務局長からの説明のとおりですが、もともと期間賃貸していた人が●●●●へ返したとのこと、そのあと●●●●が改めて借受けるという内容です。

現地確認したところ、保全管理状態でいつでも耕作を再開できる状況でした。

特に問題ないと思いますので、ご審議よろしく願いいたします。

4 区 齊藤 稔推進委員 4 区推進員の齊藤です。

先日現地を見させていただきました。すでに耕作できる状態でありましたので、問題はないと思います。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて議案に対する意見を伺います。

質疑、または意見はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） それでは質疑等無しと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 4 5 号について、農用地利用等促進計画に対する意見はない旨を市長に答申することに、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 賛成多数であります。よって、本案は、そのように決しました。

黒沢委員並びに富田推進委員におかれましては、席にお戻りいただくようお願いいたします。

議案第 4 6 号 農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かの判断について

（1 件）

議長（横田 友会長） 次に、議案第 4 6 号 農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かの判断について を議題といたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（小川主幹） 番号 1 について説明をいたします。

申請地 ●● 字 ●●● 畑 1 筆 ●●●m² 非農地判断について所有者から申し出があり、●月●●日に新田委員、小久保委員、田口委員と現地を確認しました。

申請地は、細長い形状の土地で、一端は県道沿い、その反対側で山林と接しております。

周囲は、畑でございますが、管理が行き届いていないところもございました。

また、県道側に水路がございます。

現地は、長年手が入ってないと見受けられる土地で、大きな樹木は5、6本程度、全般的に雑草が生えております。

令和●年度の農地パトロールでは、遊休農地、緑判定となっております。

ご審議をよろしくお願いいたします。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

9番 新田 恭一委員 9番 新田です。

過日事務局、推進委員の小久保さん、田口さんと現地を確認しました。

現地は、県道に面しているところは少ないのですが、奥に長く広い土地であります。

また、周りに水路がありまして、重要なところであったと思われまます。

写真にもありますが、県道に近いところにはかなり大きな栗の木が2本ばかりあります。

奥に入ってみると、大きな木は何本も無くて、伐採し草刈りをすれば農地として耕作することは可能かと思いました。

県道にも近く、また水路にも近いので、農地として使ってほしいですし、仮に非農地とした場合、のちのち何に使うのか、近隣等の状況で心配されます。

そのようなことから、非農地判定は疑問ではないかと思えます。

一緒に現地確認をした小久保推進委員、田口推進委員の意見も聞いていただいて、ご審議をお願いしたいと思えます。

3区 小久保 健司推進委員 3区推進委員の小久保です。

写真を見ていただきたいのですが、ここは私が緑判定をしたところで、我ながらよく見ていたと感心したところです。

平成●●年ごろ所有者に意向調査を行ったところ、本人は耕作をするとのことでしたが、草刈りなどを行った形跡はないのですが、こういう意向調査を行ったとき、耕作しますよと言いながら行わない場合は、どういうことなのかと疑問に思っています。

それからこの地域は地すべり地域なっていますので、やたらと開発とかされても困るな思えますし、山林にするのは疑問です。

隣接農地は田など耕作しておりますので、もし山林にすると野生動物の住処・通り道となり、山林にすることには反対します。

皆さんのご意見を伺いたいと思えます。よろしくお願いいたします。

3区 田口 徳行推進委員 3区の田口です。

過日、新田委員、小久保推進委員とともに現地確認に行きました。

非農地にする形となりますと、山林の様相を呈しているかとかいろいろな状況を見る必要があると思えます。

大きな樹木が何本かありましたが、仮にそれらを伐採し草刈りをすることで、農地への回復が見込まれるのではと、私自身は思っております。

非農地の判断は難しいとは思いますが、私としては非農地にするには厳しいと考えます。

審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が担当委員及び担当農地利用最適化推進委

員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて議案に対する意見を伺います。

7番 豊田 恵男委員 7番 豊田です。

申請地はおもしろい形をしておりますが、地形はどうなっていますか。傾斜地ですか、平らですか。

事務局（小川主幹） 割と平らな感じとなっております。

西側に多くのクルマが停まっている駐車場がありますが、ここもほとんど傾斜のない平らな状況となっております。

7番 豊田 恵男委員 東側は田のようにも見えるのですが、どうなっていますか。

事務局（小川主幹） 田の部分と畑の部分があります。

7番 豊田 恵男委員 耕作はされていますか。

事務局（小川主幹） されているところとされていないところがあります。

7番 豊田 恵男委員 耕作されているところがあるとすると、私個人的には非農地となると近隣が困るように思いますので、非農地ではないと思います。

議長（横田 友会長） 他に質疑、または意見はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） それでは質疑等無しと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第46号について、農地法第2条第1項に規程する農地には該当しないと判断することに、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が反対であります。よって、本案は、農地と判断することに決しました。

日程第8 閉議・閉会

議長（横田 友会長） 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。

これをもちまして秩父市農業委員会 令和5年第9回定例総会を閉会いたします。

お疲れ様でございました。